

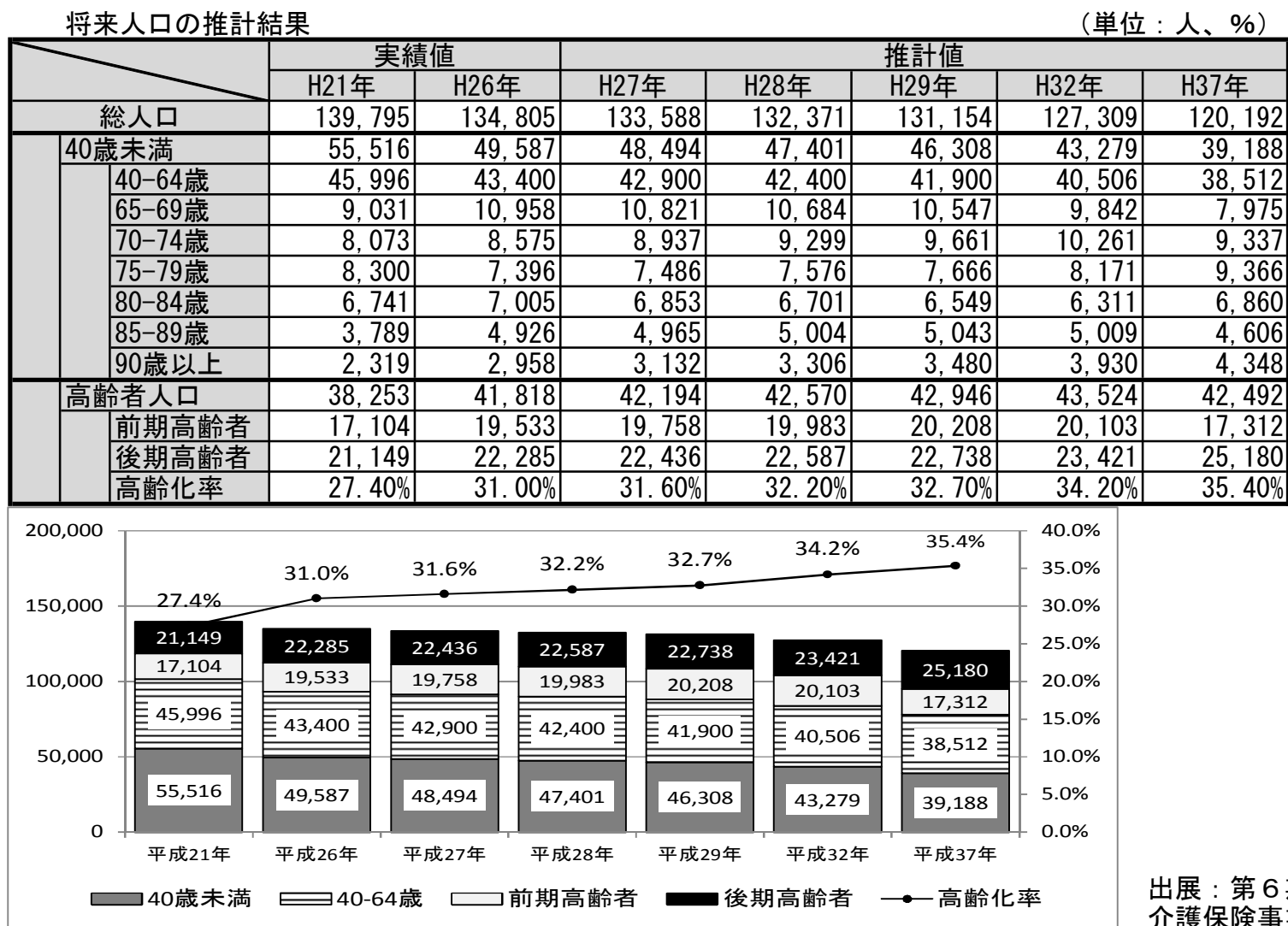
資 料

砺波地方の状況と制度改革について

砺波地方介護保険組合 業務課

1. 将来人口の推計結果

今後、総人口は減少傾向で推移する一方、高齢者人口は平成29年には42,946人程度に増加することが予測されます。また、高齢化率は平成26年の31.0%から平成37年では35.4%へと上昇することが見込まれます。



出展：第6期砺波地方
介護保険事業計画

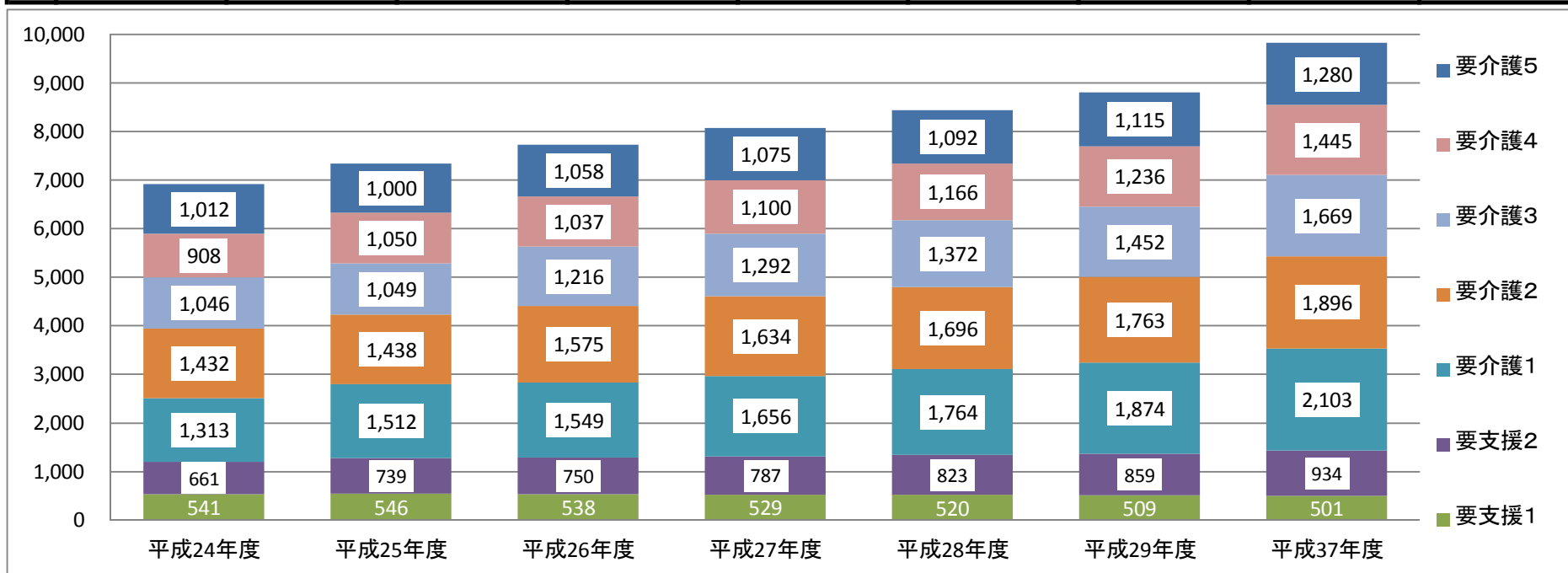
2. 要介護（要支援）認定者の推移

高齢者人口の増加に伴い、要介護（要支援）認定者は平成24年度の6,913人から平成29年には8,808人に、また、平成37年には9,828人に増加すると推計されます。

要介護（要支援）認定者数の推移と推計

（単位：人）

		計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
実績値	平成24年度	6,913	541	661	1,313	1,432	1,046	908	1,012
	平成25年度	7,334	546	739	1,512	1,438	1,049	1,050	1,000
	平成26年度	7,723	538	750	1,549	1,575	1,216	1,037	1,058
推計値	平成27年度	8,072	529	787	1,656	1,634	1,292	1,100	1,075
	平成28年度	8,433	520	823	1,764	1,696	1,372	1,166	1,092
	平成29年度	8,808	509	859	1,874	1,763	1,452	1,236	1,115
	平成37年度	9,828	501	934	2,103	1,896	1,669	1,445	1,280



出展：第6期砺波地方介護保険事業計画

3. 介護保険給付費・介護保険料の推移

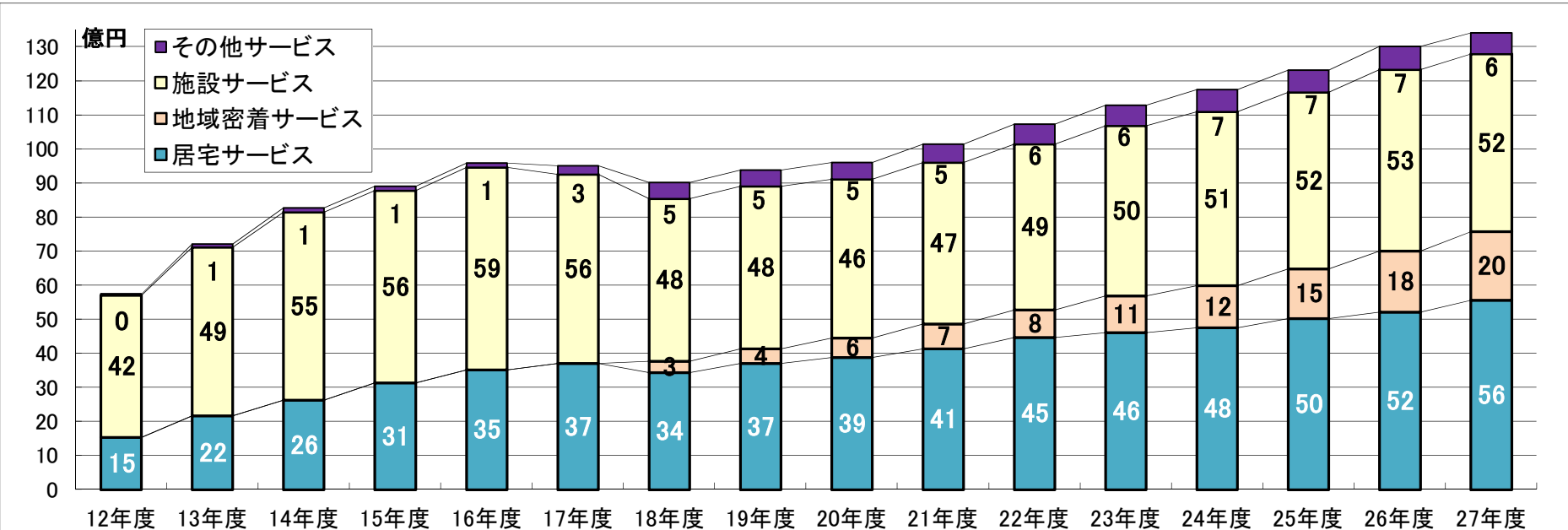
介護保険給付費は年々増加し、平成12年度は57億円、平成24年度は117億円になっており、平成27年には134億円に増加すると推計しています。

介護保険給付費の推移

(単位：億円)

予算額

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
居宅サービス	15	22	26	31	35	37	34	37	39	41	45	46	48	50	52	56
地域密着サービス	0	0	0	0	0	0	3	4	6	7	8	11	12	15	18	20
施設サービス	42	49	55	56	59	56	48	48	46	47	49	50	51	52	53	52
その他サービス	0	1	1	1	1	3	5	5	5	5	6	6	7	7	7	6
計	57	72	83	89	96	95	90	94	96	101	107	113	117	123	130	134
伸び率	—	25.4%	14.7%	7.7%	7.7%	-0.9%	-5.2%	4.2%	2.3%	5.5%	5.9%	5.2%	4.0%	4.9%	5.6%	3.1%



介護保険料の推移

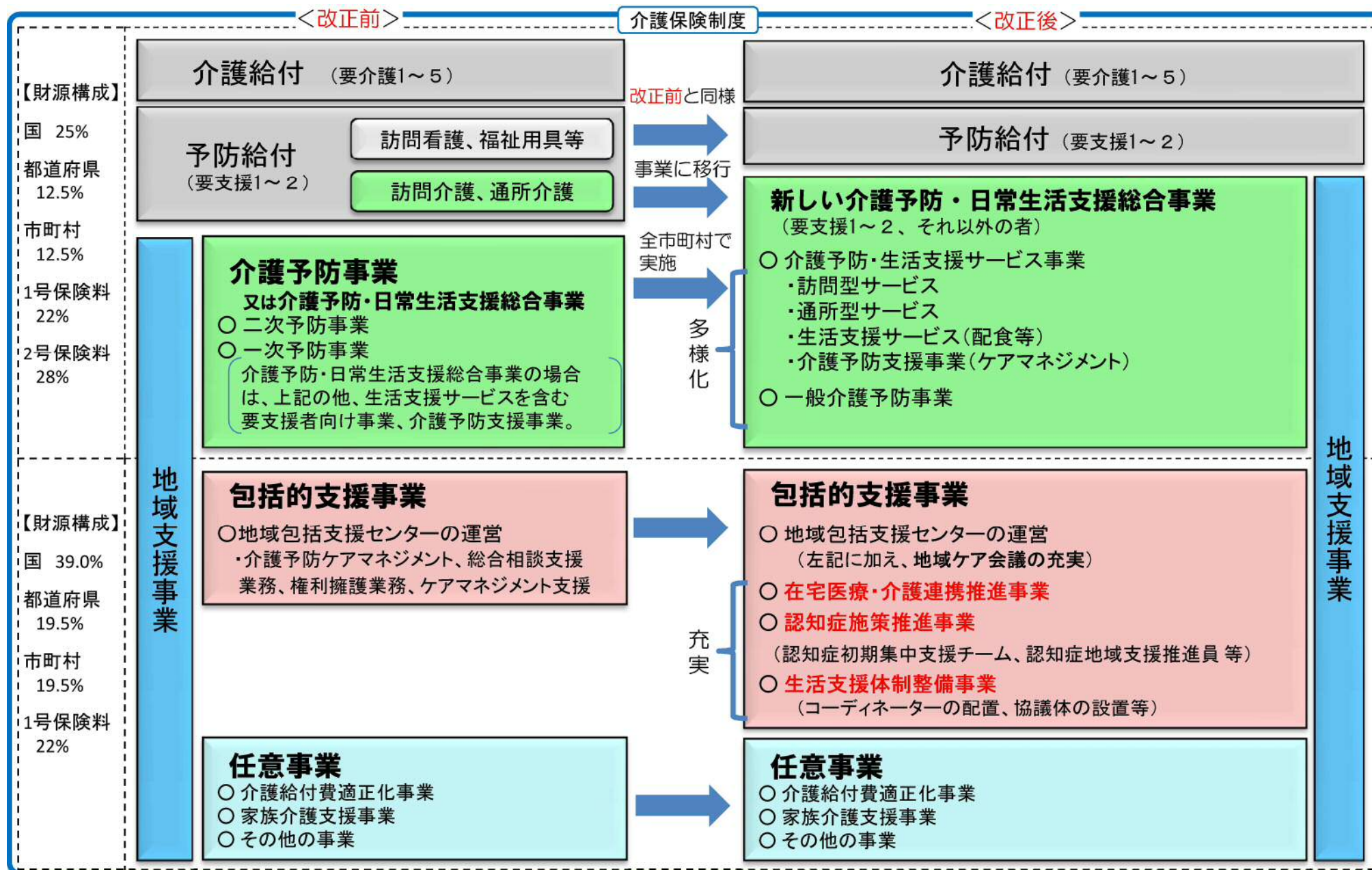
(単位：円、%)

基準月額	第1期 (H12-14)	第2期 (H15-17)	第3期 (H18-20)	第4期 (H20-23)	第5期 (H24-26)	第6期 (H27-29)
組合/対前年度比	2,800 —	3,500 25.0%	3,700 5.7%	4,200 13.5%	5,080 21.0%	5,780 13.8%
県平均/対前年度比	2,921 —	3,789 29.7%	4,461 17.7%	4,574 2.5%	5,513 20.5%	5,975 8.4%
国平均/対前年度比	2,911 —	3,293 13.1%	4,090 24.2%	4,160 1.7%	4,972 19.5%	5,514 10.9%

推計値⇒

第9期 (H36-38)
— —
— —
8,165 48.1%

地域支援事業の全体像



要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行(介護予防・生活支援サービス事業)

- 多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、予防給付の訪問介護、通所介護は、事業にすべて移行(平成29年度末まで)
- その他のサービスは、予防給付によるサービスを利用

予防給付によるサービス

- ・訪問介護
- ・通所介護

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・居宅療養管理指導
- ・特定施設入所者生活介護
- ・短期入所者生活介護
- ・訪問入浴介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・福祉用具販売
- ・住宅改修

など



訪問介護、通所介護
について事業へ移行

新しい総合事業によるサービス (介護予防・生活支援サービス事業)

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス
- ・生活支援サービス
(配食・見守り等)

- ・多様な担い手による生活支援
- ・ミニデイなどの通いの場
- ・運動、栄養、口腔ケア等の教室
- ・介護事業所による訪問型・通所型サービス

※多様な主体による多様なサービスの提供を推進
※総合事業のみ利用の場合は、基本チェックリスト該当で利用可

従来通り
予防給付で行う

新しい介護予防事業

- 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。

現行の介護予防事業

一次予防事業

- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・一次予防事業評価事業

二次予防事業

- ・二次予防事業対象者の把握事業
- ・通所型介護予防事業
- ・訪問型介護予防事業
- ・二次予防事業評価事業

一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から見直す

介護予防を機能強化する観点から新事業を追加

一般介護予防事業

・介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。

・介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行う。

・地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。

・一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

・(新)地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業

※従来、二次予防事業で実施していた運動器の機能向上プログラム、口腔機能の向上プログラムなどに相当する介護予防については、介護予防・生活支援サービス事業として介護予防ケアマネジメントに基づき実施

総合事業を構成する各事業の内容及び対象者

(1) 介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)

○ 対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者。

- ① 要支援認定を受けた者
- ② 基本チェックリスト該当者(事業対象者)

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。

※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。

※ 予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

(2) 一般介護予防事業

○ 対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

サービスの類型

- 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 ＋ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス

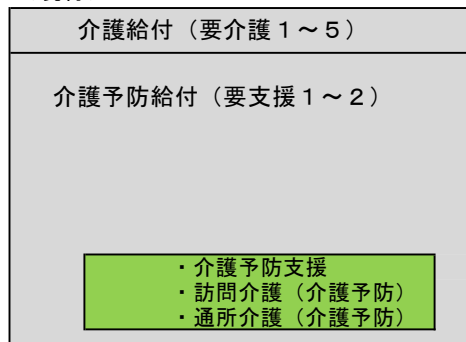
- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

◎ケアマネジメントの例(給付によるサービスの利用がなく、総合事業によるサービスのみ利用のケース)(※典型例として整理したもの)

基準		現行の介護予防支援相当	多様なサービス		総合相談
サービス種別		ケアマネジメントA	ケアマネジメントB(緩和した基準によるサービス)	ケアマネジメントC(緩和した基準によるサービス)	
①	サービス内容	介護予防支援と同様のケアマネジメント	プロセス等を簡略化したケアマネジメント (例) ・サービス担当者会議を省略するとともに、モニタリングの間隔をあげたケアマネジメント	初回のみ実施 (例) ・アセスメントをし、ケアプランを作成して、サービスにつなげる(サービス担当者会議やモニタリングはなし)	総合相談
②	対象者となるケースとサービス提供の考え方	○主に訪問型・通所型サービスにおいて指定事業者のサービスを利用するケース、訪問型・通所型サービスCを組み合わせた複数のサービスを利用する場合	○A・C以外のケース(ケアマネジメントの過程で判断)	○主に、ケアマネジメントの結果、補助によるサービスや配食などの生活支援サービスの利用につなげるケース	
③	事業の実施方法	直接実施／委託	直接実施／委託	直接実施／委託	直接実施／委託
④	ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施	ケアプランを作成、モニタリングを適宜実施 (サービス担当者会議などを省略)	初回のみケアマネジメントを実施 ※その後は事業者より適宜情報提供を受け、必要に応じて関与	本人の相談を受け、助言
⑤	市町村の負担方法	月単位で支払い	月単位で支払い	初回のみ月単位で支払い	包括的支援事業により委託費を支払い(又は直接実施)
⑥	基準	予防給付の基準を基本に市町村が規定	予防給付の基準を参考に市町村が規定	同左	地域包括支援センターの運営基準
⑦	給付管理票の作成・記入	原則記入	記入・不要	不要	不要
⑧	単価等 【単価設定の目安】	なし (予防給付の単価を踏まえて実施)	なし (予防給付の単価を下回る単価で実施)	なし (予防給付の単価を踏まえて実施)	なし
⑨	利用者負担額 (利用料)	なし	なし	なし	なし
⑩	事業者への支払い方法	直接実施／事業者への直接支払	直接実施／事業者への直接支払	直接実施／事業者への直接支払	包括的支援事業として委託法人に直接支払い(直接実施の場合は、直接経費を負担)
⑪	限度額管理	なし	なし	なし	なし
⑫	サービス提供者	地域包括支援センター(居宅介護支援事業所)			地域包括支援センター
⑬	備 考				

【砺波地方介護保険組合における新しい総合事業への移行（案）】

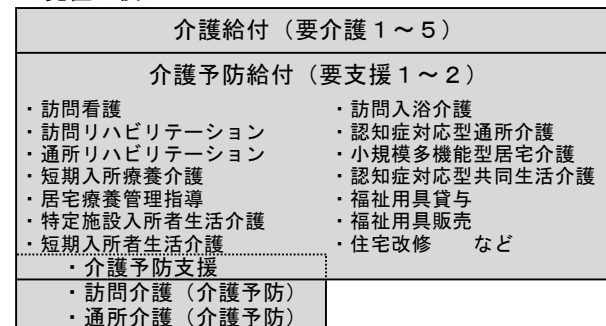
<現行>



改正前と同様



<見直し後>

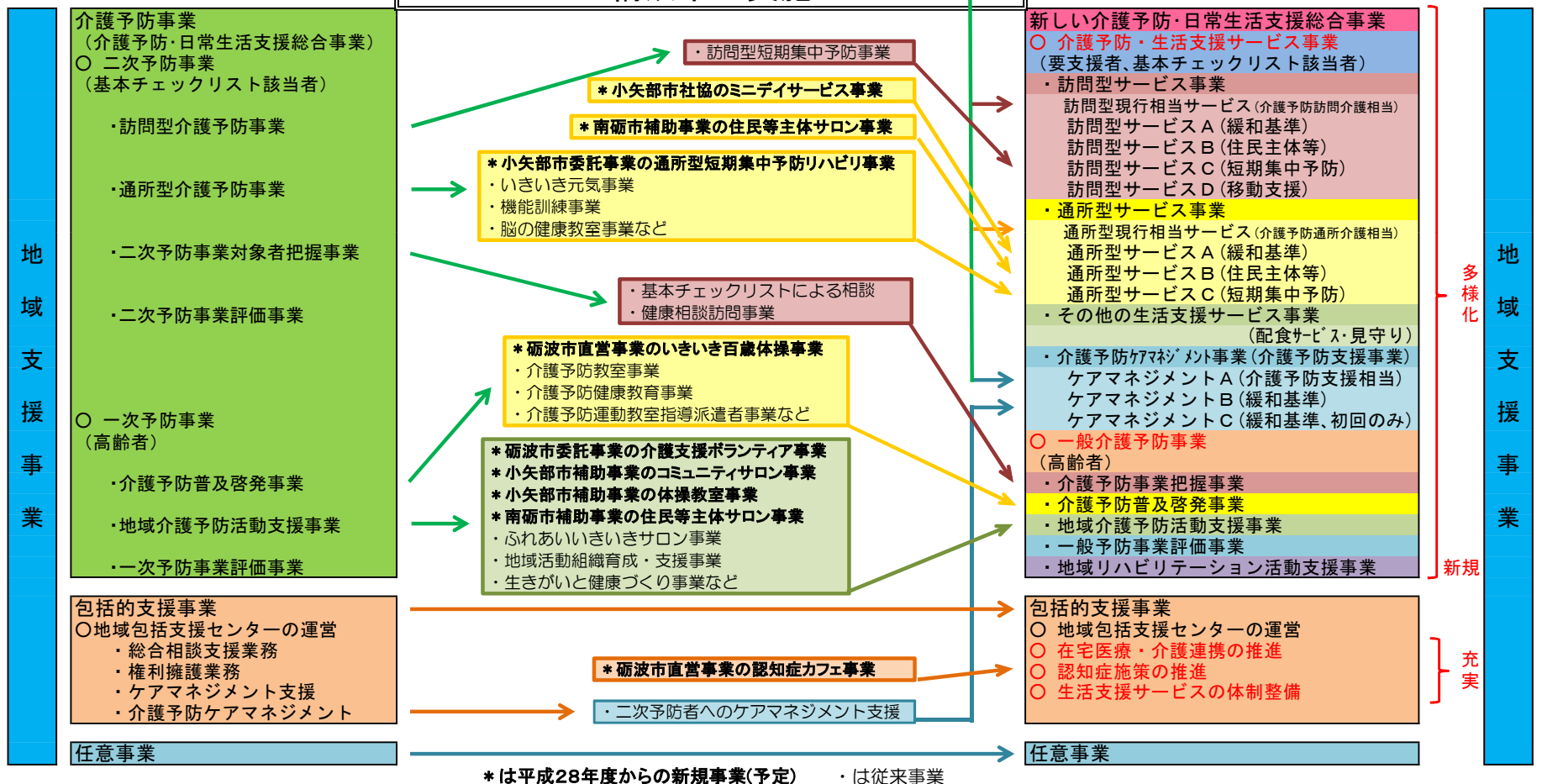


従来通り
介護予防給付で行う

（認定更新前まで介護給付で対応）

（認定更新後から新しい総合事業費へ移行）

構成市で実施



多様化

新規

充実

* は平成28年度からの新規事業(予定) ・ は従来事業